

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 1 号	黒潮町ひとり親家庭医療費助成に関する条例(平成十九年条例第二百八十三号)第5条第1項 黒潮町ひとり親家庭医療費助成に関する条例施行規則(平成十九年規則第九十九号)第3条
②事務の内容	児童扶養手当法第六条の児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務	黒潮町ひとり親家庭医療費助成を受けようとする者の申請に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 1 号ニ	黒潮町ひとり親家庭医療費助成に関する条例(平成十九年条例第二百八十三号)第5条第1項 黒潮町ひとり親家庭医療費助成に関する条例施行規則(平成十九年規則第九十九号)第3条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	道府県民税に関する情報	道府県民税に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 1 号ホ	黒潮町ひとり親家庭医療費助成に関する条例(平成十九年条例第二百八十三号)第5条第1項 黒潮町ひとり親家庭医療費助成に関する条例施行規則(平成十九年規則第九十九号)第3条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 条 項 号	
②情報提供者		
③提供を求める特定個人情報		